

岩手県流域下水道設備点検整備業務委託契約に係る指名競争入札参加者の指名基準

(指名の基本方針)

第1 入札参加者の指名は、岩手県流域下水道設備点検整備業務委託に係る参加者の有無を確認する公募手続試行要領（令和3年12月28日付け北流第313号）第9第1項の規定により、応募要件満足者が2者以上いる場合に、当該応募要件満足者を指名したうえで競争入札を実施する。

(非指名理由に該当する事項)

第2 第1の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、指名しないものとする。

- (1) 指名停止期間中であること。
- (2) 不正又は不誠実な行為があること。
- (3) 経営の規模が岩手県流域下水道設備点検整備業務の受注者（以下「受注者」という。）として不適当又は経営状況が著しく不健全であると認められること。
- (4) 安全管理の状況が受注者として不適当であると認められること。
- (5) 労働福祉の状況が、受注者として不適当であると認められること。
- (6) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不適当であると認められること。

附 則

この基準は、令和3年12月28日から施行する。